

組合ホームページでも随時
情報発信中です是非ご覧ください

鹿島人材養成事業協同組合

検索

ホームページ
QRコード



3月になり、日増しに春めいてまいりました。いよいよ年度末となりますが、今年度も皆様のご支援、ご協力により技能実習生及び特定技能者の受入れについて大きな問題もなく終えることができました。来年度も引き続き、よろしくお願い申し上げます。

また、来年度は技能実習や特定技能の職種拡大や育成就労制度の運用方針などの議論も進んでくると思いますので、随時情報発信をさせていただきます。



■特定技能・育成就労制度の有識者会議について

2月6日に第1回、2月17日に第2回の「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」が開催されました。最新情報についてお伝えいたします。



▶制度の意義・受入れ分野に関する事項 育成就労制度について

- ・育成就労は、特定技能1号水準の技能を3年間の就労で修得させることを目的とする
- ・5年ごとの受入れ見込数を示し、**受入れ見込数は外国人受入れの上限数として運用**する。

▶育成就労外国人に関する基本的事項

- ・求められる技能及び日本語の水準、在留期間、家族帯同可否は以下の通りとなります。

技能水準（目標）	日本語能力水準	在留期間	家族帯同
特定技能1号の水準	就労開始前：A1(N5) 相当 終了時点：A2(N4)相当	3年	不可

▶受入れ機関（育成就労実施者）に係る施策等に関する基本的事項

- ・**受入れ機関（育成就労実施者）**には育成就労計画に定める育成就労期間の終期まで育成就労を行わせ、**目標とする技能及び日本語能力の試験を受験させる義務**がある。
- ・**育成就労外国人の待遇**については、**同等業務に従事する日本人と同等額以上の報酬支払いを担保し、就労期間に応じた昇給その他の待遇の向上を行うことが必要**である。
- ・**やむを得ない事情がある場合のほか、一定の期間（転籍制限期間）を超えている等の要件を満たす場合には、育成就労外国人本人の意向により育成就労実施者の変更（転籍）を行うことができる。**
- ・**やむを得ない事情とは「暴行」「ハラスメント」「重大悪質な法令違反行為」「重大悪質な契約違反行為」があった場合などを指す。**
- ・転籍支援はまずは監理支援機関が中心となって行いつつ、外国人育成就労機構及びハローワークにおいても連携して転籍先の情報の収集、提供などの支援を行う。

▶その他の重要事項

- ・分野所管省庁は、特定技能制度及び育成就労制度に係る分野別運用方針において、**受入れ機関（育成就労実施者）等に課す上乗せ要件を今後設定**する。
- ・**大都市圏に人材が過度に集中しないよう配慮**に努める。

■外国人労働者230万人で過去最多を更新

厚生労働省の発表（1月31日）によると、2024年10月末時点の日本における外国人労働者数は**230万2,587人**となり、過去最高を更新したそうです。

前年より25万3,912人増加し、増加率は12.4%、外国人を雇用する事業所数は34万2,097所で前年比7.3%増となっており、過去最高を更新しました。

在留資格別で「技能実習」は14.1%増の47万725人となっています。

外国人労働者数を国籍別にみると、**ベトナムが最多の57万708人**（前年比10.1%増）で、全体の4分の1近くを占め、そのうち「技能実習」が22万3,291人（前年比6.7%増）となっています。

国籍別で増加幅が大きい国は、**ミャンマー**が11万4,618人で前年比61.0%増加、**インドネシア**が16万9,539人で39.5%前年比増加となっています。



■在留手続き手数料改定について

4月1日以降に入管へ申請する**在留手続きの手数料が改定**となります。

組合からのご請求（実費分）も変更となりますので、ご了承の程よろしくお願いいたします。



手続	改定前	改定後
在留資格変更許可	4,000円	6,000円
在留期間更新許可	4,000円	6,000円

■36協定の届出をお願いします

36協定には有効期間があり、毎年、労働基準監督署に届出をしていただく必要があります。

また、届出後は書類の備付け、技能実習生への書面での周知もあわせてお願いいたします。

組合の監査の際や、外国人技能実習機構による実地検査の際にもチェックするものとなっておりますので、ご対応をお願いいたします。



■組合による監査を実施しました

2月3日から14日まで実施した「組合による監査」につきまして実習実施者の皆様、監査へのご協力ありがとうございました。次回監査は5月を予定しております。



下記内容は今回指摘の多かった事項となります。ご確認いただき、該当する実習実施者の皆様におかれては、対応をお願いいたします。

▶時間外労働45時間超の場合 月ごとに軽微変更届の作成が必要です

月の残業時間が45時間を超える場合には、届出をする必要があります。組合への連絡と出勤簿（実習日誌）の提出をお願いします。

▶時間外労働45時間超年6回まで

36協定の特別条項あっても月45時間を超えることのできる回数は年6回までとなります。

▶雇用契約の内容、宿舍・宿舍費の変更等があった場合は手続きが必要です

技能実習生に関する雇用契約内容にかかわることや、宿舍などに関する変更がある場合には、組合にご連絡ください。

▶書類の備付け状況を確認してください

労災書類、36協定等の書類について、備付けの抜けが無いよう確認をお願いいたします。

▶実習日誌の記載不足に注意

実習日誌は備付けられていても、記入内容に抜け・漏れが見受けられます。記入内容のチェックをお願いいたします。

▶残業等の計算ミスについて

残業代の計算時に、割増率や金額の確認をお願いします。

<今後の行事予定>

3月4日(火)	入国前説明会 (4～6月入国予定実習実施者22社)
3月6日(水)	技能評価試験：保温保冷工事作業(随時3級) 場所：茨城県職業人材育成センター
3月11日(火)	技能評価試験：農業試験(専門級) 場所：成田国際文化会館
3月18日(水)	技能評価試験：構造物鉄工(随時3級) 場所：小松製作所茨城工場
3月26日(水)	技能評価試験：構造物鉄工(随時3級) 場所：(株)エステック
3月27日(木)	技能評価試験：水産加工食品製造(専門級) 場所：鉾田市東部地区コミュニティセンター
4月1日(木)	技能実習生入国対応 インドネシア15名 ベトナム4名